

## 第3章 今後の方向性

### 3.1 近年の河川環境の状況

これまで、河川法改正後に取り組みられた施策を中心として政策レビューを行った。各施策は河川全体を包含しているものではなく、施策が実施されていない多くの河川区間や区域もある。そのため、今後の方向性を検討するに当たって、近年の河川環境が第2章で述べた施策によってどのように変化してきたかを総合的に分析することが望まれる。しかし、既に第2章でも触れられたように、河川環境の状況やその変化を客観的、総合的に評価することは難しいことから、ここでは今後の方向性の検討に資するよう、河川環境に関する全国的な変化をみることのできる調査データを概観することとした。

#### (1) 生物の生息・生育・繁殖環境の概況

##### 1) 生物の全国的な分布状況

河川水辺の国勢調査の3巡のデータ（1巡目（平成2～7年度）、2巡目（平成8～12年度）、3巡目（平成13～17年度））を用いて生物の分布状況の変化を概観してみる（図3.1）。ここでは、カワセミ（鳥類）、カジカ（魚類）、ドジョウ（魚類）、カワラバタ（昆虫）、タコノアシ（植物）、フジバカマ（植物）についての確認河川数、確認地区数を示した。

1巡目から2巡目にかけては河川数、地区数ともに、確認数が増加している。これは、調査の技術的な向上や調査経験の蓄積によるところが大きい。2巡目から3巡目にかけては、調査技術に大きな違いはないと考えられるが、全体的に若干の増加ないしは横ばいの傾向になっており、顕著な変化は認められない。この傾向は、他の多くの種でも同様である。

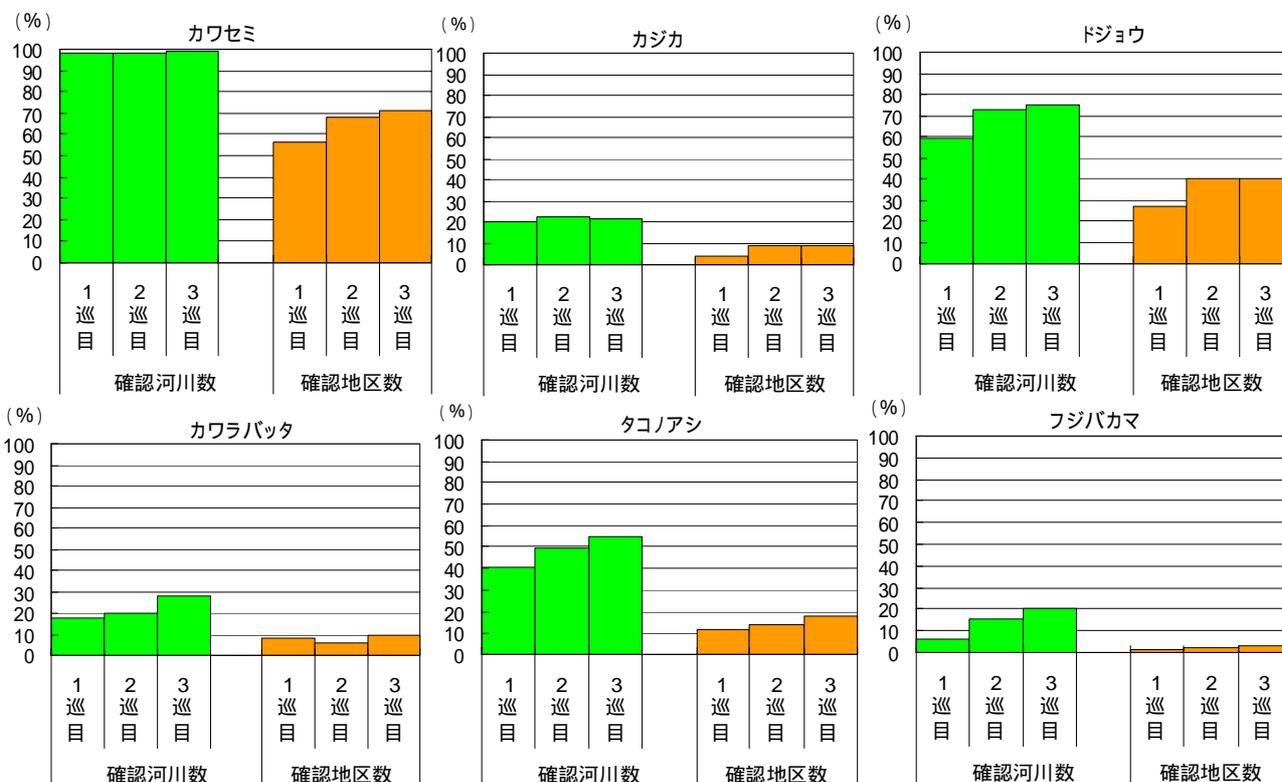


図 3.1 確認種の確認河川数、確認地区数割合の変化

## 2) 外来種

河川水辺の国勢調査の1～3巡目調査で確認された外来種について、全国の合計確認種数を分類群毎に経年的に整理した(図3.2)。1巡目から2巡目までは前述のように調査技術の差による増加があるものの、特に植物については2巡目から3巡目の変化をみても確認種数が大きく増加する傾向にある。

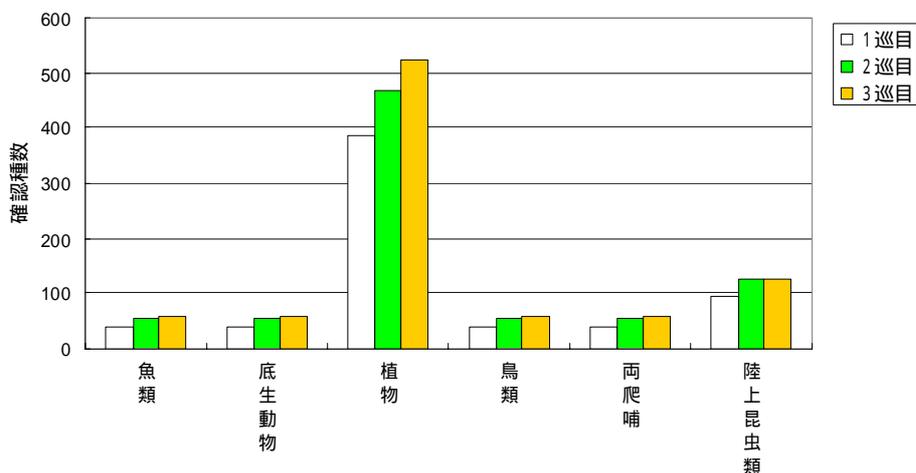


図 3.2 外来種確認種数の推移

植物については水辺の国勢調査のデータより植物群落の面積変化を調べることができる。そこで、2巡目で17河川、3巡目では46河川で確認されたオオブタクサについて、2巡目と3巡目の群落の面積変化を整理した(図3.3)。オオブタクサ群落では河川数における拡大傾向は顕著であり、この例に代表されるように外来植物が河川に拡大する傾向が認められる。

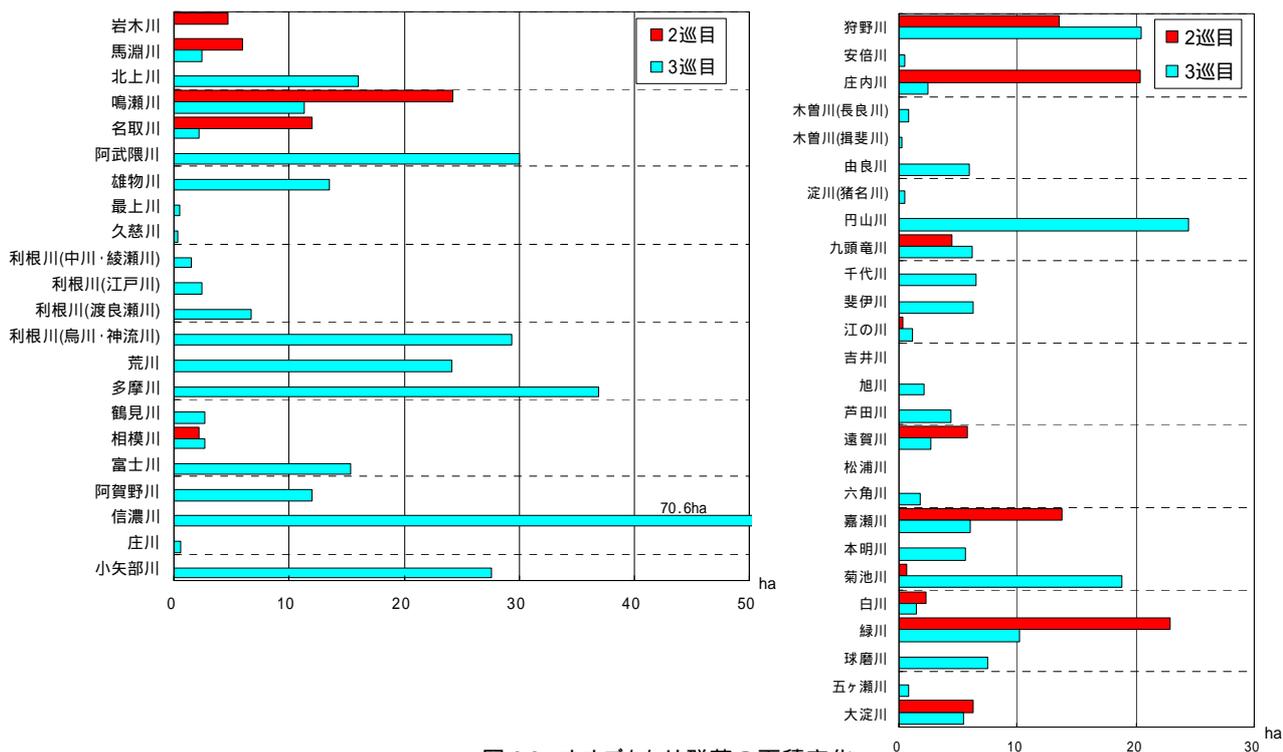


図 3.3 オオブタクサ群落の面積変化

### 3) 自然河岸の分布

河川の自然環境を調べる客観的な物理的環境の指標として、全国の直轄水系を対象として自然河岸の分布状況の変化を調べてみた(図3.4)。自然河岸の分布状況は航空写真から客観的に読み取れるように、みお筋が接する河岸が人工構造物であるかどうかで判断することとし、指標としては、自然河岸の距離割合(自然河岸延長距離/河岸延長距離)を用いた。過去の航空写真を昭和35~49年、昭和50~平成元年、平成2~7年、平成8~12年及び平成13~18年の5時期に区分し、それらを用意できた全国の31水系について平均値を算出した。その結果、昭和35~昭和49年度のデータでは90%近くであった値が年々減少し、平成8~12年度で最も低くなったが、平成13~18年度のデータではほとんど横ばいであり劣化傾向に歯止めがかかったと見ることができる。

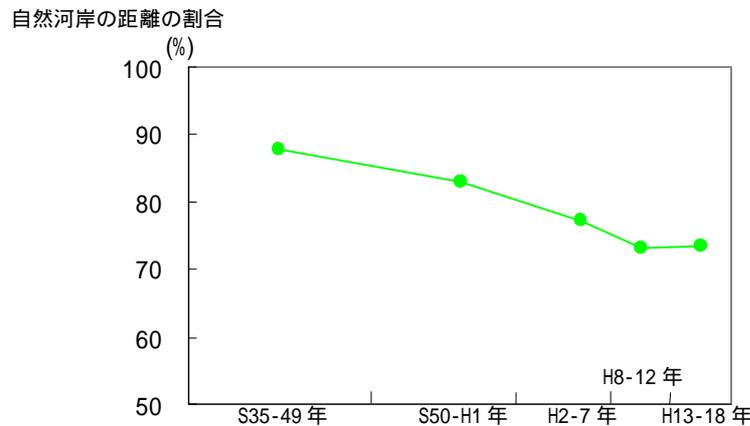


図3.4 自然河岸の分布状況の変化

## (2) 水辺空間の概況

水辺の魅力を全国的客観的に評価するという点では全国的な調査は少なく、第2章で述べた全国的な施策の実施状況を中心に再整理することで、その概況を把握する。

### 1) かわまちづくり

かわまちづくりに関して、過去より取り組みが進められてきた(写真3-1)。水辺プラザ、水辺の楽校プロジェクトの登録数を見ると年々増加している(図3.5)。また、ふるさとの川指定についても近年は微増であるが、全国で200河川近くに達している。第2章で述べたように、まちづくりと一体となって魅力ある水辺空間が形成された事例が多くあり、水辺の整備は多くの地域で進んでいる。

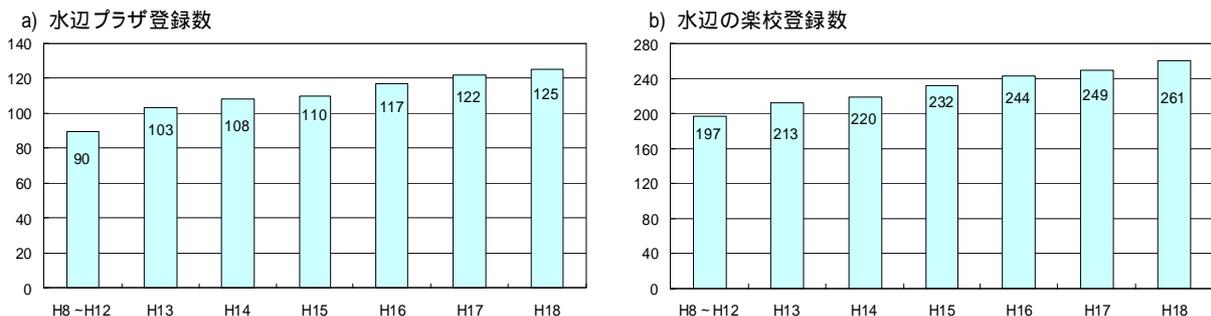


図3.5 水辺空間整備の各事業の認定・登録数の経年変化(1/2)



図 3.5 水辺空間整備の各事業の認定・登録数の経年変化(2/2)



a) 松江堀川(島根県松江市)



b) 小野川(千葉県香取市)



c) 道頓堀川(大阪府大阪市)



d) 最上川のフットパス(山形県長井市)

写真 3.1 かわまちづくりの事例

## 2) 舟運・不法係留

河川における舟運の運航箇所数を平成 5 年から平成 9 年にかけて全国で調べると、あらゆるタイプで増加しており、舟運が盛んになりつつある状況がうかがわれる(図 3.6)。

一方、不法係留船については、対策の重点的撤去区域の指定と撤去処置の実施により、不法係留船舶数は、減少傾向にある(図 3.7)。ただし、平成 18 年現在では 63.0%の不法係留船がみられており、一層の対策の推進が必要とされている。

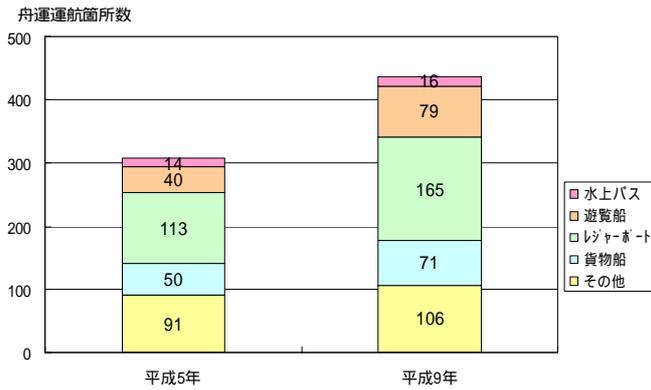


図 3.6 舟運運航箇所数の変遷  
(一部内航海運を含む)



図 3.7 不法係留船数の変化  
平成18年度プレジャーボート等  
全国実態調査結果(河川局集計値)より

### 3) 河川利用状況

河川水辺の国勢調査における空間利用実態調査によると、全国の河川利用者総数には近年顕著な増減の傾向は見られない(図 3.8)。河川利用の形態別に調べると(図 3.9)、散策等がもっとも多く、河川において定着した利用形態となっている。一方、スポーツ系の利用が増加し、釣りや水遊び等、川で行われる活動はやや減少傾向にある。

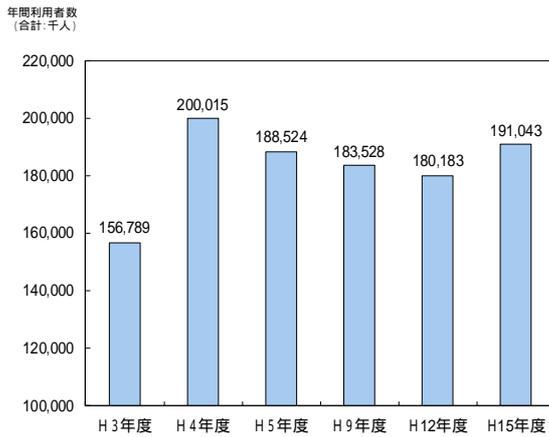


図 3.8 全国での河川空間利用

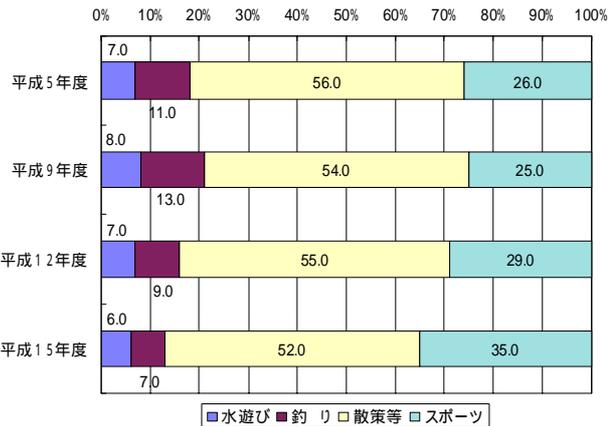


図 3.9 年間利用者数の利用形態別内訳

利用者アンケート調査(夏季の休日、全国約800地点で約8,000人を対象)によると「今の水辺をどのように思われますか」という河川に対する満足度に関する集計結果(図 3.10)では、「満足している」「まあ満足している」が約60%ではあるが、経年の変化はあまりなく、利用者の満足が向上している状況にはない。



図 3.10 満足度のアンケート調査結果

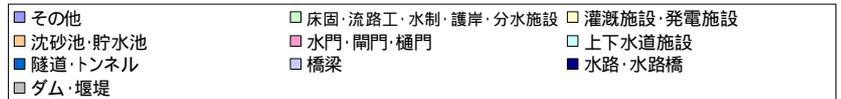
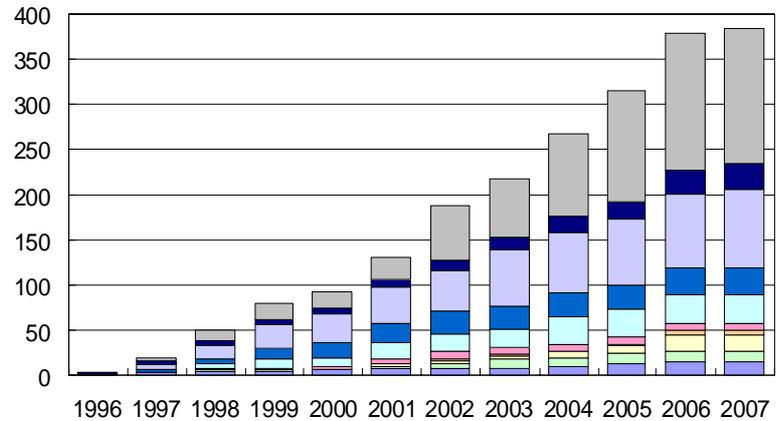
#### 4) 登録文化財の変遷

土木構造物の登録有形文化財は制度形成以来年々増加しており、平成 19 年現在 384 件の登録数となっており、歴史的な構造物の保護が進んでいる（図 3.11）。



写真 3.2 登録有形文化財の例  
方等上流砂防堰堤

所在の場所：栃木県日光市中宮祠地先  
年代：昭和 27 年  
登録基準：国土の歴史的景観に寄与



（平成 19 年文化庁調べのデータを基に作成）

図 3.11 土木構造物の文化財登録数の変遷

### (3) 水質・水量の概況

#### 1) 水質の変化

主な一級河川の基準点における昭和 35 年前後からの水質（BOD75%値）の変化をみると、どの河川においても昭和 40 年代から 50 年代に水質悪化のピークを生じたもののその後年々改善されてきており、全国的に水質は改善してきた（図 3.12）。次に、河川と湖沼について全国の公共用水域の水質基準の達成率を調べると、河川では、近年でも達成率が向上し 9 割近くになっているのに対し、湖沼では改善が進んでおらず、達成率も 5 割程度にとどまっている（図 3.13）。

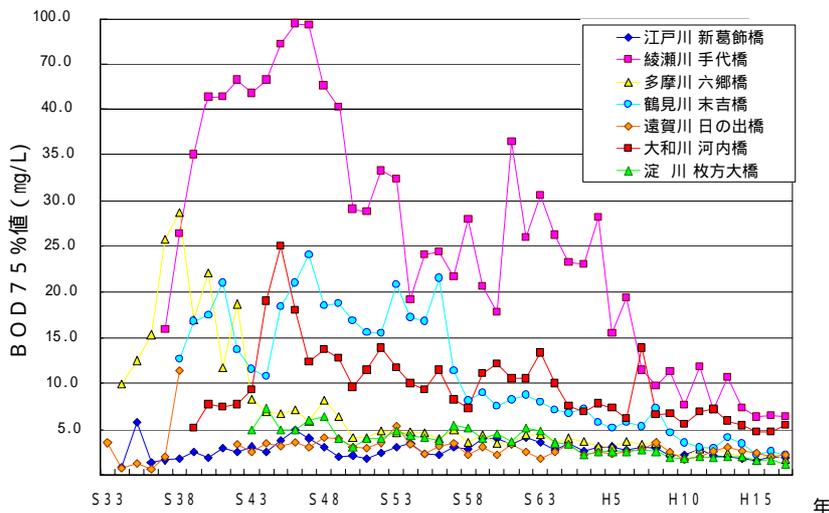


図 3.12 主な河川の水質変化

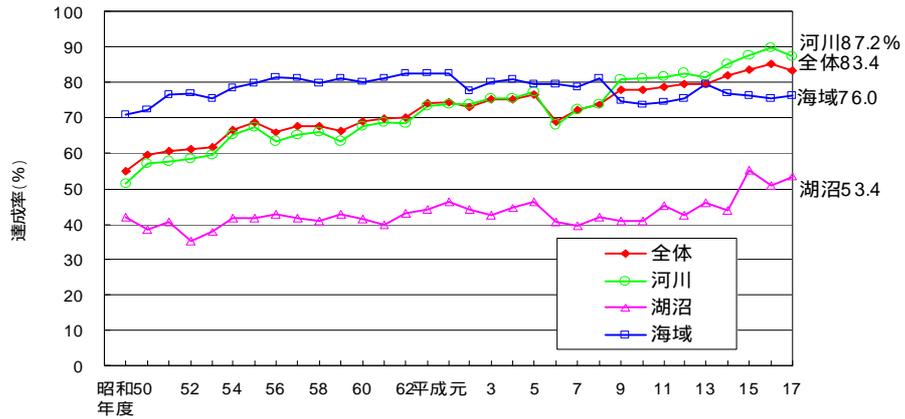


図 3.13 全国・公共用水域の水質変化

## 2) 維持流量の確保

河川整備基本方針が策定される中で正常流量が定められてきており、平成19年10月までに参考値まで含めると109水系中72水系で設定されている(図3.14)。

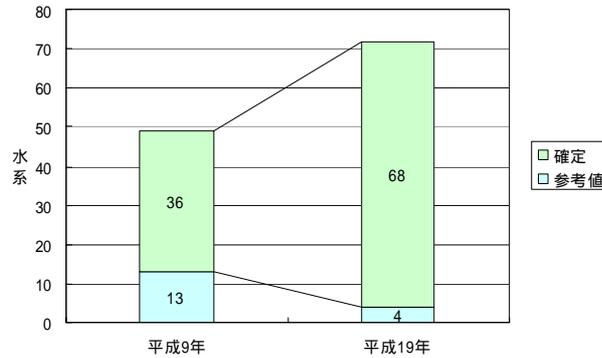


図 3.14 正常流量の設定水系数の変遷

相模川では宮ヶ瀬ダムによって確保された容量を用い、設定された正常流量を目標としてダム下流における流況の改善を図っている(図3.15)。

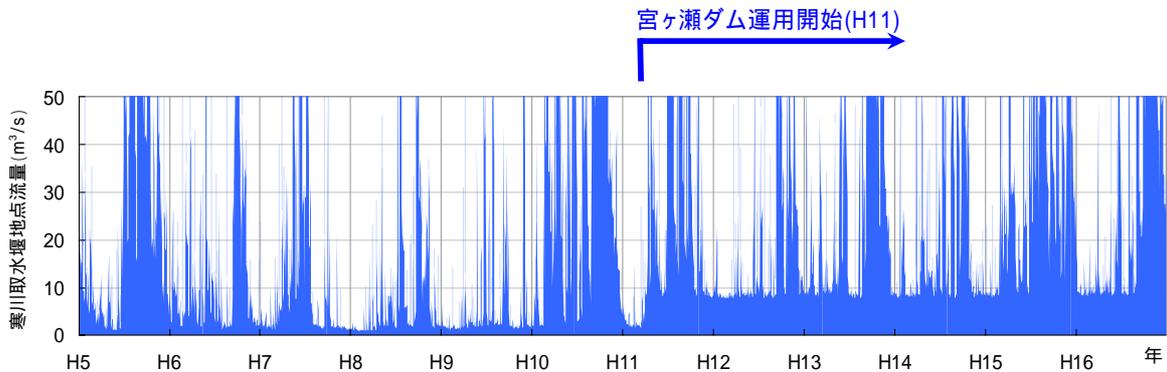


図 3.15 相模川におけるダム運用による流況改善効果

#### (4) 地域・市民との連携・協働の概況

##### 1) 河川における環境教育

河川における環境教育については、支援制度である「子どもの水辺」の登録数は年々着実に増加している（図 3.16）。また、川や水辺での体験活動を指導する RAC リーダーも増加してきており、各地で河川における環境教育の実施に向けた連携や取り組みが広がっている（図 3.17）。

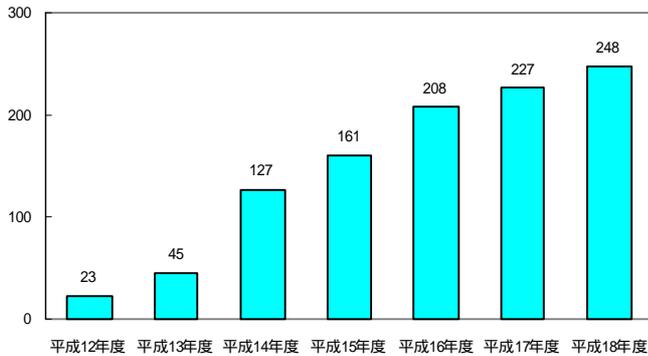


図 3.16 子供の水辺登録数の推移

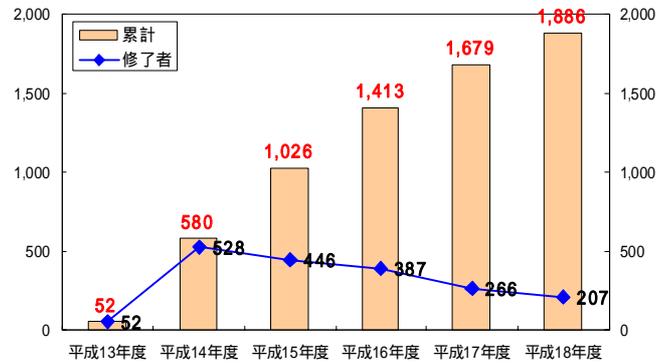


図 3.17 RAC リーダー登録者数の推移

（平成 19 年 3 月時点での登録団体数より NPO 法人川に学ぶ体験活動協議会調べ）

##### 2) 安全な河川利用

水難事故の水死者を見ると河川における総数は減少傾向にあり、海に比べても少ない。しかし、子どもの水死者数は河川が最も多く、近年の変動も大きい（図 3.18）。

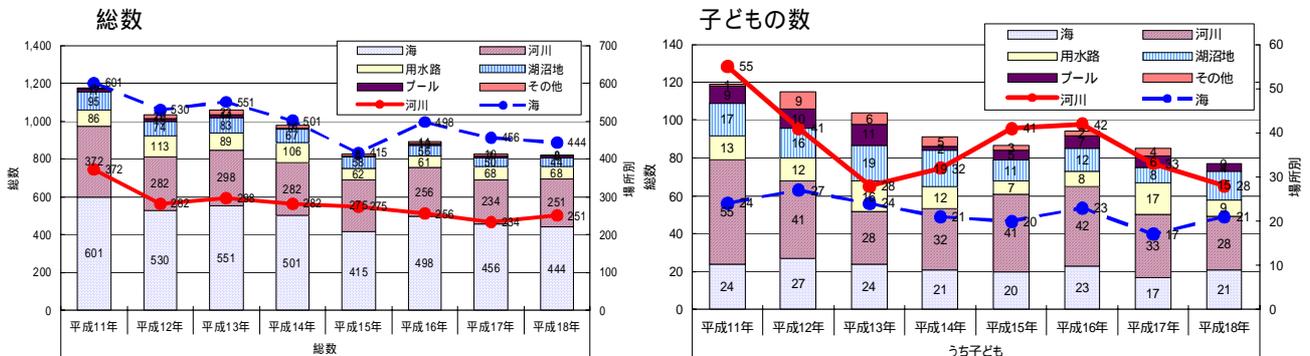


図 3.18 場所別水死者数

（警察庁生活安全局地域課調べ 平成 19 年 6 月）

#### (5) まとめ

ここでは、水辺の国勢調査による生物種の確認箇所数の変化や、河川利用状況の全国調査などから、断片的ではあるものの全国的な視点で近年の河川環境の状況を概観した。種の確認箇所数から見るとその値に近年顕著な変化は見られない。また、河川利用者の満足度に見られるように、必ずしも人の目から見て河川全体としての魅力が向上したという変化は見られていない。これらのように、全国的に見ると河川環境の改善が進んでいるとは言いがたい面が見られる。ただし、一部の指標には、過去の悪化傾向に歯止めがかかったと見ることもできた。その一方で、外来種の拡大に見られるように、河川環境が劣化している側面も認められた。以上の整理を基にして、第 2 章でまとめた政策レビューとの関係を検討する。

## 3.2 河川環境の状況と河川法改正後の河川環境政策の関係

### (1) 政策の横断的・総合的な分析

河川行政は、従来の治水、利水のための河川工事の際に環境への配慮を行うだけではなく、河川環境を内在化させる方向に転換すべく平成9年に河川法を改正した。その後の10年は本格的な転換が図られた時期ともいえ、様々な取り組みが全国各地で多面的に実施されてきた。そのようにして、実施されてきた個々の施策、あるいは現地における事業については、個々には課題を有するものの、第2章で評価したように一定の成果を得ている。

しかし、それらの成果は全国あるいは水系全体を包含しているものではなく（第2章2.1.2(2)参照）、全国的な実施状況や水系全体を見渡した場合には、全国各地で多面的に実施されてきた施策であっても、拠点のあるいは個別的にならざるを得ない面があった。前節で見たように河川環境全体としては改善が進んでいるといえる状況にはなく、外来種の広がりに見られるように、取り組んではいるものの未解決の課題もある。また第2章で評価されたように、取り組んできた施策に関しても、技術的な課題は多く存在し、モニタリング結果の施策への反映など今後取り組みを本格化させるべき分野もある。以上のことは、河川環境を河川管理に内在化させるという転換の局面から、全国的あるいは水系全体として河川環境の現況が改善されていくように施策を推進し、さらには全体的に質を向上していくよう展開すべきことを示唆している。

なお、本政策レビューでは、河川法改正前後から現在に至る施策を評価しているため、高度成長期を中心として悪化した河川環境の変化については客観的な評価を行っていない。前節で述べたように、河川環境の評価そのものは科学的・技術的に大きな課題として残されている。このことは、客観的に河川環境の変化を評価できるようにし、その下で施策を検討し、戦略的に実践していくことが、政策上の課題であることも示唆している。

一方、河川環境管理基本計画におけるゾーニングに見られるように、河川敷等の空間の利用と自然環境の保全がトレードオフの関係になる。河川環境に関しても水環境、空間利用、自然環境の保全など、時代の移り変わりとともに社会や地域の要請は変化してきており、多様な要請を調整し具体化していくためには、河川管理者として基本的な視点を定めつつ、地域にふさわしい河川環境を実現することも求められる。

### (2) 河川環境政策を取り巻く我が国の状況

我が国の河川行政全体の置かれている状況は、今後の河川環境政策の方向性を検討する前提として重要である。ここでは、河川環境に直接的に関連する、国土の環境や今後の治水対策をとりまく状況、まちづくりに係る地域活性化の動き、地球温暖化の状況についてとりまとめた。

#### 1) 国土の環境と河川環境

我が国では、環境基本法に基づく第3次「環境基本計画」を平成18年に策定している。この中で、今四半世紀における環境政策の具体的な展開として、「生物多様性保全のための取組」「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」が掲げられており、多自然川づくり等自然に配慮した河川整備による水辺の自然環境の改善、水質や水生生物保全等の観

点からの流量確保のための取組、地下水涵養を促進するための雨水浸透施設の整備、閉鎖性水域における流域全体を視野に入れた水質改善のための取組等を進めることとされている。

また、平成 19 年 6 月には環境政策の指針となる「21 世紀環境立国戦略」が策定された。この中でも、多自然川づくり等の取組を推進することを通じた、河川を含めた生態系ネットワーク構想の推進、水質汚濁対策等を通じた豊かな湖沼環境の再生、自然の水循環の恩恵を得られるようにするための雨水浸透施設の設置や都市内水路の復活等の取組み等を進めることとされている。

一方、平成 17 年にはそれまでの国土総合開発法が抜本的に見直され、国土形成計画法が新たに定められ、それに基づく国土形成計画の策定作業が国土審議会において現在進められている。平成 19 年 4 月に国土審議会計画部会にて提出された「国土形成計画に関する報告（素案）」では、流域圏に着目した国土管理の必要性や河川も含めた健全な生態系の維持・形成について言及されている。

また、現在、第 3 次生物多様性国家戦略の策定に向けて、中央環境審議会における検討が進められている。この中では、河川・湿原地域のめざす方向が以下のように示されている。

- ・多様な河川空間の保全・再生、豊かな水量の確保と河川本来の変動性の回復、河川の上下流や流域をつなぐことなどで、多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全・再生する。
- ・流域内、国内・国際的な生物のネットワークを実現する。
- ・さまざまな水生生物とふれあえるように水質を改善するとともに、地下水や湧水を含めた健全な水循環を確保する。
- ・豊かな生態系と地域の歴史・文化、生活が調和した日本らしい川を取り戻す。

## 2) 治水対策

社会資本整備審議会河川分科会では、平成 19 年 6 月に「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」をとりまとめ、中期的に取り組むべき治水対策を示している。その中では、災害予防・軽減の観点から、地域特性を重視した多様な手法を選択するとし、ハード施設の整備により確実にストックを蓄積することにより地球温暖化等による災害リスクの増大に備えるとともに、地域特性に応じたハード対策の推進や土地利用・住まい方の転換を図るとして、輪中の整備や家屋移転などによる減災対策を進めることとされている。また、既存ストックの長寿命化、効率的な維持管理を進めることとされている。

これらの方向を河川環境の整備と保全に関連して捉えると、種々の検討は必要ではあるものの、以下のように河川において自然環境の保全・再生や地域の個性・活力を育むかわまちづくり等を推進する様々な機会が提供されるものと考えることが可能である。

- ・近年、台風や集中豪雨により全国各地で水害が頻発しており、緊急的な治水対策が各地で進められている。その際、洪水の流下断面を増すために河川の拡幅工事が多くの場合に採用されるが、人工化された川で行われるこのような改修は、川が自由に変動する、あるいは自然な領域を増す空間（space for river）を川に与え、当該河川の多自然川づくりを進める機会と捉えることができる。

- ・ 中山間地において、水防災対策などの氾濫許容型の手法や田園地帯における遊水地などが採用される場合には、氾濫湿原などの生物の生息域を拡大する機会を提供できる可能性がある。
- ・ 今後更新時期を迎える多くの治水施設の更新や補強工事は、特に都市域において川とまちが分断された状況を改善する機会になる。そのような機会を利用して、地域の賑わいや観光の拠点となるようなかわまちづくりを進めることが可能である。
- ・ 現存する多くの施設を長寿命化し、それらの施設が最大限効果を発揮できるような工夫も求められる。既存のダムを容量をさらに有効活用するような検討が実現すれば、治水効果の向上だけでなく河川の維持流量の増加、あるいは川の流況のダイナミズムの改善といった効果を検討する機会となり得る。

### 3) 地域の活性化

我が国の持続的発展を図る上では、国の活力の源泉である地域の活力の向上が不可欠である。地域の活力向上のためには、やる気のある地域が、それぞれ独自の取組、プロジェクトを推進することにより、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わる必要がある。このような認識の下、政府としては都市再生本部（平成13年）構造改革特区推進本部（平成14年）地域再生本部（平成15年）中心市街地活性化本部（平成18年）を設置し、地域活性化に関する様々な取り組みを展開してきた。平成19年の地域再生プログラムにおいては、地域活性化のツールとして「美しい水辺の再生」や「かわまちづくり」が位置付けられている。また、国土交通省においては、平成18年に策定した「国土交通省地域活性化戦略」中で「美しい水辺の再生」を位置付けている。

本年10月には、地域の再生に向けた戦略を一元的に立案・実行する体制を築くため、4つの本部の事務局が「地域活性化統合事務局」として統合され、新たな展開が図られているところである。

### 4) 地球温暖化

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書では、過去100年間に世界の平均気温が長期的に0.74℃上昇し、最近50年間の平均気温の上昇の長期傾向は、過去100年のほぼ2倍の速さとされている。また、今世紀末の地球の平均気温の上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては、約1.8℃だが、化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会では、約4.0℃にもなると予測されている。

地球温暖化による影響として同報告書では、海面の上昇や集中豪雨の激化、干ばつの増加といった現象が生じることを、従来に増して高い信頼度で予測しており、水害・土砂災害及び渇水被害に対するリスクは今後とも確実に増大すると見込まれている。

一方、環境の変化に対してわが国の生物や生態系に生じる影響の予測については科学的知見の蓄積が十分ではない。このため、地球温暖化による河川環境への影響を把握するための継続的なモニタリングを行うとともに、把握された影響や今後予測される影響への対応を検討していくことが重要と考えられる。

### 3.3 本レビューより抽出される今後取り組むべきポイント

小分類毎に第2章で整理した課題と委員会における議論を要約し、そこから課題のポイント抽出し表3.1～表3.4に示した。それらのポイントから、今後の河川環境行政の方向性を見出すことができると考える。

#### (1) 生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備

生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備における課題の要約からポイントを整理した。多くのポイントから「水際部から陸域にかけて」「面的」「連続性」「水循環」「魚類の遡上環境」「流域的な視野」といったキーワードが見られ、分断された領域の接続、上下流や流域との連続性の確保など、空間的なつながりを再生、強化する方向性が見出される。また、「長期的視点での事後調査や保全措置の検討」「モニタリングデータを事業や施策の順応の実施に活用」というポイントからは、経験の蓄積と分析、その実践への反映といったPDCAサイクルの考え方、すなわち、取り組みの時間的なつながりを重視した考え方が見出される。また、多くのポイントから「生息場の確保や流況の改善を一体的に」「施策間の調整」「連携の推進」「総合的に捉えた」「連携の強化」「関係者間での合意形成」「積極的な広報」といったキーワードが見られ、社会的な側面として人や関係機関のつながりや連携を推進・強化するという考え方が見出される。以上のことから当該小分類の方向性は、空間をつなぎ、取り組みを時間的につなぎ、あるいは様々な主体をつなぐという考え方に集約することができる。

「良好な河川環境の評価と保全」「人の手を入れた管理」「川が自ら自然を作るための空間」「中間帯ゾーン」「メタ個体群を維持できるような空間管理」「現存の良好な河川環境の保全」「流量変動や攪乱を生じさせる取り組みの展開」「広域的な連携による外来種対策」といったポイントからは、空間を面的に管理する、あるいは流量変動のように流況を管理するという、河川環境の施策を管理面に展開する新たな方向性が見出される。

また、「河川環境の評価」「目標像の明確化」「手法・プロセスについての検討」「自然環境データを利用しやすい形で提供」といったポイントからは、新たな目標の考え方の検討や、新たな技術の向上の必要性が見出される。

表 3.1 生物の生息・生育 / 繁殖環境の保全と整備における課題の要約とポイント

施策の小分類	課題の要約	ポイント
『生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備』	・魚類の生息環境の改善について、生息・繁殖場の確保や流量・水質等を一体的に取り組むなど、河川の状態を総合的に捉えることが必要。	・生息・繁殖場の確保や流量・水質等、一体的に取り組む
	・水際部から陸域にかけての多様な生息・生育場や、止水域の保全・再生について、更なる取り組みが必要。	・水際部から陸域にかけての多様な生息・生育場
	・現存する良好な河川環境の評価と保全が必要。その際に、河川の生物のメタ個体群の維持のため、生息・生育・繁殖環境の面的な保全を考慮することが必要。	・生息・生育・繁殖環境の面的な保全
	・河川と流域との連続性の再生にむけた取り組みが必要。	・連続性の再生
	・水循環の健全化にむけた取り組みが必要。	・水循環の健全化
	・減水区間や魚類の遡上環境の改善に向け、これまでの効果・知見を生かし取り組みの継続が必要。	・減水区間や魚類の遡上環境の改善
	・既存のデータの集約・分析も含め、流域的な視野での自然環境データの整備が必要。特に河川における急激な環境変化の早急な実態把握が必要。また、河川水辺の国勢調査を各河川の現状を記録する基礎的な調査として位置づけ、調査方法や調査間隔、調査時期について適切に設定しつつ継続することが必要。	・流域的な視野での自然環境データの整備 ・長期的視点での事後調査や保全措置の検討
	・長期的視点での事後調査や保全措置の検討が必要。また、モニタリングデータを事業や施策の順応的実施に活用するための手法・プロセスについて検討が必要。	・モニタリングデータを事業や施策の順応的実施に活用
	・流域間における環境施策の調整や連携の仕組みが必要。	・流域間における環境施策の調整
	・各施策の実施における、関係機関、地域住民などとの連携の強化が必要。	・連携の仕組み
	・異なる価値観を有する関係者間での方針決定のための方法論の検討が必要。	・総合的に捉えた上での施策
	・施策の実績や効果についての地域住民への積極的な広報が必要。	・関係機関、地域住民などとの連携の強化
	・川が自ら自然をつくるための空間、中間帯ゾーン、河川の生物のメタ個体群が維持できるような空間管理が必要。	・関係者間での方針決定 ・地域住民への積極的な広報 ・川が自ら自然をつくるための空間
	・流量変動や攪乱を生じさせる取り組みの展開が必要。	・中間帯ゾーン
・継続的かつ総合的な、より広域的な連携による外来種対策が必要。	・メタ個体群が維持できるような空間管理	
・個別流域における河川環境の目標像の明確化とそれを実現するための中長期的な計画が必要。	・現存の良好な河川環境の保全 ・流量変動や攪乱を生じさせる取り組みの展開	
・整備した自然環境データを利用しやすいかたちで提供することが必要。	・広域的な連携による外来種対策 ・目標像の明確化 ・手法・プロセスについて検討 ・自然環境データを利用しやすい形で提供	

(2) 魅力ある水辺空間の整備と保全

魅力ある水辺空間の整備における課題の要約からポイントを整理した。「川とまちをつなげる」「風景の視点を盛り込む」「都市内河川にオープンスペース」「中間帯ゾーン」といったポイントから、川の中、川とまち、川と流域をつなぐりを強化、確保するという方向性が見出される。また、「川とまちをつなげる計画」「地域との連携」といったポイントからは、連携やルールの見直しによる社会的なつながりの強化の方向性が見出せる。当該小分類の方向性も、空間をつなぎあるいは様々な主体をつなぐという考え方に集約することができる。

一方、「水面利用の調整」「水辺の施設や空間の有効活用」「河川整備の段階に応じた空間管理」「ゾーニングの遵守」「空間管理計画において水域の環境も対象」「河川環境管理基本計画の見直し」といったポイントから、これまでの河川空間管理の見直し、強化の必要性が見出される。

また、「モデル河川での成果を一般河川への適用」「技術・ノウハウの向上」「事例の共有」「人材育成」といったポイントから、この小分類でも、成果の普及、調査・技術の向上、人材育成といった方向性が見いだされる。

表 3.2 魅力ある水辺空間の整備と保全における課題の要約とポイント

施策の小分類	課題の要約	ポイント
『魅力ある水辺空間の整備と保全』	・「河川環境は共有財産」との認識を広めるとともに、堤内地側の都市計画等と整合を図る等、川とまちをつなげた計画の検討が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川とまちをつなげた計画</li> <li>・河川周辺を含めた景観にも留意</li> <li>・都市内河川も通路スペースは必要</li> <li>・中間帯ゾーンの保全</li> <li>・連携の仕組み</li> <li>・ルール拡張の検討</li> <li>・漁業権の許可や更新の状況を河川管理者が事前に知り得る体制</li> <li>・魚類の採捕を河川管理者が実施できる体制</li> <li>・モデル河川での成果を一般河川への適用</li> <li>・水辺の施設や空間の有効活用</li> <li>・河川整備の段階に応じた空間管理</li> <li>・空間管理計画において水域の環境も対象</li> <li>・河川環境管理基本計画の見直し</li> <li>・自然環境を保全するにあたっての目標設定</li> <li>・技術・ノウハウの向上</li> <li>・事例の共有</li> <li>・人材育成</li> </ul>
	・治水・利水・環境の他に、風景・景観の視点がなかなか盛り込めていないため、河川周辺を含めた景観にも留意が必要である	
	・都市内河川の限られた空間においても、景観や環境の面からは管理用通路や遊歩道を設けるスペースは必要。	
	・遊び場の空間として、水域から陸域への中間帯ゾーンが無くなっており、中間帯ゾーンの保全も重要である。	
	・河川の魅力を最大限に引き出すための制度や連携の仕組みが必要。	
	・河川環境の保全や安全な利用の観点から、水面利用の総量規制や安全に河川利用を行うことのできるゾーンの設置等、ルール拡張の検討が必要。	
	・内水面の漁業権の許可や更新の状況を河川管理者が事前に知り得る体制が必要。	
	・体験学習での魚類の採捕を河川管理者が実施できる体制が必要。	
	・モデル河川での成果を一般河川への適用させるための制度の整備が必要。	
	・水辺の施設や空間には、十分に有効活用されていないものがあり、有効活用が望まれる。	
	・河川整備の段階に応じた空間管理の検討が必要。また、河川敷地の占用許可に際して、河川整備計画や河川環境管理計画のゾーニングを遵守することが必要。	
	・空間管理計画において流路内（水域）の環境も対象にすることが必要。	
	・整備計画の策定の際には河川環境管理基本計画の見直しも必要。	
	・自然環境を保全するにあたっての目標設定や手続き、管理体制、予算等の具体化を図ることが必要。	
・技術・ノウハウの向上や関係者間の調整・事例の共有等に努めることが必要。		
・ランドスケープデザイン分野の人材も含め、河川環境の整備と保全全般について、質の高い人材育成が必要。		

### (3) 河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善

河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善における課題の要約からポイントを整理した。

「水循環の視点」「流況改善に向けた継続的な取り組み」「流域における総合的な土砂管理」「ダム弾力的運用の改善」といったポイントから、流域内の水・物質の連続性をつなぐという方向性が見いだせる。また、「行政や関係機関、市民が連携した継続的な取り組み」「モニタリングや維持管理を含めた体制整備」といったポイントより関係機関や市民とのつながりの強化という方向性が見いだせる。当該小分類の方向性も、空間をつなぎあるいは様々な主体をつなぐという考え方に集約することができる。

「ダム弾力的運用の改善」「レクリエーション利用の視点からみた流況の管理」といったポイントから流況管理の新たな展開するという方向性が見出される。また、「変動を含む流量に関する目標像の明確化と技術的検討」「流量観測・予測精度の向上」「水質浄化の技術開発の推進」「水質評価手法の検討」「分かり易い水質指標の設定」といったポイントから、調査・研究の推進、技術の向上という方向性が見出される。

表 3.3 河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善における課題の要約とポイント

施策の小分類	課題の要約	ポイント
『河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善』	・流域における水循環の視点を考慮した取り組みの充実が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水循環の視点</li> <li>・流域改善に向けた継続的な取り組み</li> <li>・流域における総合的な土砂管理</li> <li>・ダム等の弾力的運用の拡大</li> <li>・行政や関係機関、市民が連携した継続的な取り組み</li> <li>・モニタリングや維持管理を含めた体制整備</li> <li>・変動を含む流量に関する目標像の明確化と技術的検討</li> <li>・ダム等の弾力的運用について研究を進めること</li> <li>・レクリエーション利用の視点からみた検討・調整</li> <li>・観測・予測精度の向上</li> <li>・水質浄化の技術開発の推進</li> <li>・評価手法の検討</li> <li>・分かり易い水質指標の設定</li> </ul>
	・流域改善に向けた継続的な取り組みが必要。	
	・流域における総合的な土砂管理についての調査研究、対策を検討することが必要。	
	・ダム等の弾力的運用の改善効果および実施ダム拡大のための方策及び計画論の検討が必要。	
	・水質改善の目標達成にむけ、行政や関係機関、市民が連携した継続的な取り組み及び効率的な施策の組み合わせが必要。	
	・取り組みを推進する関係機関におけるモニタリングや維持管理を含めた体制整備が必要。	
	・変動を含む流量に関する目標像の明確化やその実現のための技術的検討が必要。	
	・河川と同様にダム等の弾力的運用について議論できる様、研究を進めることが必要。	
	・レクリエーション利用の視点からみた必要流量、必要時期・時間帯について、関係機関を含めた検討・調整が必要。	
	・流量の観測、予測の精度の向上が必要。	
・高度な水質浄化、維持管理費の削減のための技術開発の推進が必要。		
・地域の合意を得るための評価手法の検討や分かり易い水質指標の設定が必要。		

(4) 地域・市民との連携・協働

地域・市民との連携・協働における課題の要約からポイントを整理した。「資金や人材不足等への支援」「専門的な活動に関する制度の整備」「市民団体等と行政の連携」「活動団体や指導者の情報共有」「利用者のレベルに応じたより役立つ情報提供」「子供の水辺の取り組みを全国的に広げていく」「危険箇所についての情報提供」といったポイントから、当該小分類においても人、市民団体、行政等をつなぎ連携を推進・強化するという方向性が見出される。

また、「自然環境の保全管理のための基準」「明確な目標を定める」「教材の開発」「ノウハウの蓄積・共有」「人を育てる」というポイントから、川に学ぶ社会の実現に向け、さらに新たな環境目標の考え方の検討、調査・技術の向上、人材育成の必要性が見いだされる。

表 3.4 地域・市民との連携・協働における課題の要約とポイント

施策の小分類	課題の要約	ポイント
『地域・市民との連携・協働』	・市民団体が抱える資金や人材不足等への支援が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金や人材不足等への支援</li> <li>・専門的な活動に対する制度の整備</li> <li>・市民団体等と行政の連携</li> <li>・活動団体や指導者の情報共有</li> <li>・利用者のレベルに応じたより役立つ情報提供</li> <li>・「子どもの水辺」の取り組みを全国的に広げる</li> <li>・危険箇所についての情報提供</li> <li>・水面利用について規制を検討</li> <li>・リスク管理やマネジメント</li> <li>・自然環境の保全管理のための基準</li> <li>・明確な目標を定める</li> <li>・教材の開発</li> <li>・ノウハウの蓄積・共有</li> <li>・指導者・活動資金の確保</li> <li>・人を育てる</li> <li>・河川環境教育を進める</li> </ul>
	・専門的な活動に対する適正な対価を提供するための制度の整備が必要。	
	・市民団体等と行政の連携を進めるための意見交換の場、情報システムの整備が必要。	
	・流域の自然環境に詳しい市民団体等との連携が必要。	
	・地域での活動団体や指導者の情報共有を進めるためのシステムが必要。	
	・河川利用者により役立つ情報の提供が必要。	
	・入門から応用まで利用者のレベルに応じた情報提供や具体的な危険箇所についての情報提供、教材の開発が必要。	
	・水系単位での子どもの水辺協議会の設置し、活動拠点となる「子どもの水辺」の取り組みを全国的に広げていくことが必要。	
	・水面利用について安全で責任のある事業者のレベルを確保するために規制を検討することが必要。	
	・河川でのリスク管理やマネジメントを行い、安全な利用が行えることが必要。	
	・自然環境の保全管理のための基準が必要。	
	・川や流域に愛着を持つ人を育てるなど明確な目標を定め河川環境教育を進めることが必要。	
・ノウハウの蓄積・共有や指導者・活動資金の確保が必要。		

### (5) 今後取り組むべきポイントのまとめ

小分類毎の以上の整理から共通の方向性をまとめることができる。すなわち、生物の生息・生育・繁殖環境、まちづくり、水環境、地域・市民との協働に共通して、空間をつなぎ、取り組みを時間的につなぎ、あるいは様々な主体を“つなぐ”という方向性が全体を貫いており、河川環境の整備と保全を今後進めていく方向性の骨格になっていることが分かる。

一方、空間の面的な管理、流況の管理あるいは関係者の調整という、河川環境の施策を管理面に展開する新たな方向性が共通的に見出された。また、河川環境の目標像を明確化する検討や、様々な調査・研究、技術開発の推進など、河川環境に関する科学・技術の向上を図る施策あるいは河川環境にかかわる人材の育成についても、共通の方向性として見出された。

## 3.4 今後の方向性

### (1) 損なわれた様々なつながりを『つなぐ』

河川においては、環境が堤防やダム、堰堤などの横断工作物などによって物理的に分断され、自然環境が損なわれるとともに川の魅力が大きく低下し、その結果として、かつてあった川と人、地域と川のがつながりが分断されてきた。このため様々な施策により、各地で再び“つなぐ”取り組みがなされ河川環境の改善が進められてきた。今後は、前節で整理されたように、流域における個々の施策や事業の位置づけ・効果を勘案しつつ、損なわれたつながりを徹底的に“つなぐ”ことが、河川環境改善の骨格となる。また、流域における個々の施策や事業を効果的、重点的に河川環境の改善に結びつけていくためには、モニタリング等に基づく施策等の評価を科学的・客観的に実施できるようにし、いわゆるPDCAのサイクルを取り組みの中で“つないでいく”ことも重要である。

- ・空間をつなぐ《陸域と水域・上流と下流・本川と支川・川と水路（生態系）をつなぐ、川とまちをつなぐ》
- ・時間をつなぐ《歴史・文化を今とつなぐ、実施・モニタリング・評価・改善の輪をつなぐ》
- ・川、地域、人をつなぐ《地域と川・川と人・人と人をつなぐ》

#### 1) 多自然川づくりの推進（水辺の生物多様性拡大）に向けて

課題の残る多自然川づくりを解消していくとともに、川のダイナミズムの再生、自然再生、生態系のネットワーク形成を含め、あらゆる河川管理のプロセスを通じて多自然川づくりを推進することにより、徹底的に空間を“つなぐ”施策を進める。その際、“つなぐ”施策をきっかけとして、川が自らの力で“つながっていく”ようなシステムとしていくことに留意する必要がある。それらの、あらゆる“つなぐ”施策を短中期的な総合戦略としてとりまとめた「(仮)多自然河川戦略」を策定し、河川環境の現況を総合的、戦略的な取り組みにより改善していくことが必要である。

#### 2) 地域の活性化に資する水辺のまちづくりに向けて

川が本来有する魅力を活かし、地域の歴史・文化を踏まえ〔時間〕 周辺のまちづくりと一体となった整備が進み、舟運やフットパス等により流域が“つながる”ことにより〔空間〕 様々な人々や機関が関わるネットワークができ、またその結果として、憩いや癒し、

レクリエーション等の様々な目的で人々が訪れる場が水辺に形成される[川・地域・人]。このような関係性が、より一層川の魅力を向上させていくシステムを形づくる。魅力を増した川、水辺、周辺地域は、まちづくりや観光など、地域活性化のための強力な資源として利活用される。かわまちづくりなどのこのような取り組みを重点的、効果的に進めていくために「(仮)水辺の地域活性化戦略」などとしてとりまとめることが必要である。

### 3) 水・物質循環の再生に向けて

水環境に関しては、流域の視点を重視し、新しい水環境の指標を検討する中で安全でおいしい水の視点などを加味し、新たな流域における水・物質循環系のあり方を検討していくべきである。特に、水質の改善が遅れている湖沼等の閉鎖性水域において、抜本的、持続的な取り組みを進めることにより、生物の生息・生育・繁殖環境の改善とともに、地域の人々が再び親しみを持つことができる水環境を地域にもたらすことができる。さらに、流域の水循環再生の視点から、湧水の復活など地域の水環境の再生に努め、生物多様性、かわまちづくり等の多面にわたって水と地域のつながりを形成していくことが重要である。

また、土砂の移動や連続性が流域の河川環境に果たす役割を徹底的に解明し、河川環境の再生に寄与する連続性の確保等を重点的に進めていく必要がある。

### 4) 川・地域・人の関係の再構築に向けて

川の魅力は、地域住民や川を愛する市民とともに向上していくものであり、川・地域・人の関係の再構築のプロセスにおいて向上していくことになる。そのため、川に学ぶ社会の構築は引き続き重要な施策であり、市民団体等との連携の強化や環境教育の拡大をより一層進めていく必要がある。それらの“つなぐ”施策により川・地域・人の関係を再構築していくためには、様々な施策がきっかけとなり、川の(魅)力によって各々が“つながっていく”仕組みが形成されていくことが重要である。そのようなつながりは、川の駅や環境学習拠点などの集う場の整備により支えていくことも重要である。

また、流域全体として河川環境の向上を図り、水源地域などの活性化を進めていくためには、流域レベルの交流に基づく情報・理解の共有が不可欠であり、既に各地で行われている流域ネットワークなどの取り組みを支援・拡大することにより、流域内の交流の促進などを進めていく必要がある。

川・地域・人が“つながった”社会が持続的に維持されていくためには、河川環境管理やかわまちづくりへの市民・企業の参画など、地域との連携・協働が不可欠である。また、外来種対策やかわまちづくりなど河川内だけの取り組みでは解決に至らない課題も多く、河川環境に関する取り組みには幅広い地域との連携が必要とされることから、日頃より河川管理者が流域の関係者と“つながって”いることが重要である。

## (2) 拠点から面の管理へ『拡げる』

“つなぐ”取り組みを強化・推進していくためには、拠点から河川区間(線)そして水系(面)へと河川環境を管理する視点を“拡げる”ことが求められる。これまでの河川環境管理は、ゾーニングを基本として許認可等により主に対応されてきた。しかし、貴重種の保全や外来種による生物多様性の劣化など、日常の管理に河川環境管理を積極的に導入

する必要が生じてきている。

一方、河川管理は我が国の自然的社会的条件の下では、治水・利水・環境を一体不可分のものとして考慮しなければ、求められる河川環境の目標像を実現していくことは不可能である。そのためには、河川管理者が河川環境管理基本計画を適宜見直し、市民や企業等の参加、連携を促すなどにより、河川環境管理を積極的に展開し、水系へと“広げた”河川環境管理の積極的かつ先導的な役割を果たしていくことが必要とされる。

既に“つなぐ”で触れたように、面へ広げる取り組みは河川区域内にとどまるものではない。生物の生息・生育・繁殖環境に関しては、河川周辺の自然環境の復元・再生との連携など、河川周辺の自然再生等に視野を“広げる”必要がある。また、空間や水環境の管理だけではなく、水系におけるレクリエーションなど幅広い活動も視野に入れた河川環境管理へと“広げて”いくことが求められている。一方、市街地におけるかわまちづくりにおいては、川周辺のオープンスペースを河川管理用通路などの自らの施策を活用して確保する工夫や、まちづくりとの連携へと視野を“広げる”ことも必要である。

その際、河川敷等の空間利用と自然環境の保全がトレードオフの関係になるなど、河川環境の整備と保全を当該河川において実現するための調整が必要とされる。河川は流域に残された貴重な自然のオープンスペースであるがゆえに、本来流域で面的に確保されるべき要求が過多になされているという批評もある。したがって、そのような調整は、地域の暮らしや歴史・文化に培われた地域の個性を踏まえつつ、自然が本来有するその川の個性を尊重することを基本として行われる必要がある。すなわち、多自然川づくりの定義「河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと」が調整に当たっての基本的な視点に相当する。その視点の下で、地域における合意づくりを進めつつ、具体案をまとめていくことが必要とされる。

河川環境管理を積極的に展開していく中で、特に流況の果たす役割は大きく、低水や中小洪水の管理について生物の生息・生育・繁殖環境をより一層重視し、流況の変動や環境のための水配分へ“広げた”水環境管理の考え方を検討していく。

### (3) 河川環境をさらに『学ぶ』

日本の川は地域の人々との関わりの中でその姿がつくられてきており、徹底的に“つなぐ”にあたって具体的に目標とする川の姿は、その川本来の自然環境とともに、その川の歴史や文化を背景としつつ定めるべきものである。この数十年間に周辺が新たに市街化された河川にあっても、その川の自然や歴史を“学び”理解することによって、具体的な目標像が定められる。また、流域や地域の多くの方々が連携し、河川環境のトレードオフの関係を解消しながら川の魅力を向上させていくためには、河川環境の目標像を明確化し掲げることが大切である。さらに、その目標像の実現へ向けた施策を効果的に推進していくためには、定量的な評価指標を検討することが重要である。

川と人間との関わりを認識し、それぞれの流域に特徴ある川と人間社会を実現していく『川に学ぶ社会』をめざして、河川環境に関する知見・情報を市民、地域社会、河川管理者などが共有できるよう“学び”、流域に根づくよう環境学習などの川に学ぶ体験活動を

一層強化していくことが必要である。そのためにも、河川管理者、及び関係する民間技術者については、河川環境の知見・技術を備えた人材を育成・増加させていくことが必要である。

河川における流れ、地形変化、河道や流域の自然的なかく乱もしくは人為的な改変などに対する生物の応答等については、未だ科学的に十分に解明されていない点が多い。多自然川づくり、自然再生事業、環境アセスメント等を確実にかつ合理的に実施していくためには、科学的な知見の蓄積と向上が必要不可欠である。そのために、河川生態学術研究などの調査研究を一層進めていく必要がある。今後の河川環境の保全是、科学的にも技術的にも難しい選択と工夫の中で社会的に実現していくべきものである。特に、現況の河川環境を客観的に評価し、その下で河川環境の諸施策による効果を評価できるようにすること、さらに多自然川づくりやダム建設後のモニタリングとその成果の蓄積や施策・事業への反映は、今後全国レベルで本格的に取り組むべき課題である。それらの成果は、より効果的・重点的な施策の実践を可能としていく。

#### (4) 総括 ~今後の河川環境行政の基本的な考え方~

今後の河川環境行政は、変貌してきた川を、目標像を明確にしながら再生していくことを基本的な方向とする。すなわち、氾濫原に成立した都市活動や、我が国の社会経済活動を前提としながらも、現在の知恵と工夫により、かつての日本にあった川の姿を再び取り戻すこと、「日本の川をとりもどす」をスローガンとし、すべての川を地域の人が親しみ誇れる川にすることを目標としていく。

「日本の川をとりもどす」とは、様々な“つながり”を整備・再生し、かつての自然環境を復元するという「自然をとりもどす」ことであるとともに、人々の生活や社会の変遷の中で、歴史や文化とともに育まれてきた地域と川、地域の人々と川とを“つなぎ”、「川と人の関わりをとりもどす」ことでもある。すなわち、自然が内在する川自身の復元力や再生力を高めることにより生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備を進めるとともに、川の魅力を高めることによりまちづくりや地域の活性化にもより効果的に貢献していこうとするものである。このようにして川・地域・人の関係を再び“つないで”再構築していく。

我が国の河川においては、本質的に治水・利水・環境が一体不可分である。このため、“つなぐ”取り組みを推進するためには、河川環境の目標像を明確にしつつ、河川管理者が先導的に拠点から面へと“広げ”た河川環境管理を積極的に展開していく。そのためには、市民参加・住民協働の促進は不可欠である。さらに、そのような困難な課題を実践していくために必要とされる河川環境に関する知見や技術を学際との連携を一層強化しつつ国レベルで蓄積し“学んで”いく。

具体の流域や河川区間における“つなぎ”“広げ”“学ぶ”河川環境の取り組みは、総合的に計画・実施されていく必要があり、そのためには河川整備計画、河川環境管理基本計画等において検討・具体化しまとめていくことが重要である。また、今後の具体の取り組みにおいては、多自然川づくりのように、中小河川における取り組みの強化が重要である。地球温暖化の影響は河川環境にとっても看過できない問題となることは明らかであり、科

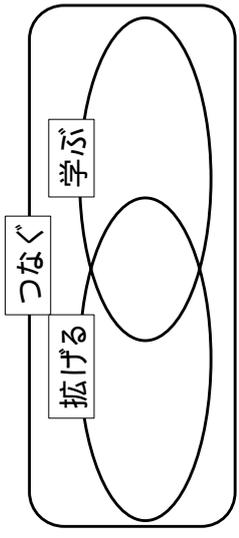
学的なモニタリングなどを通じてその影響を把握・検討していくことが重要である。我が国におけるこれまでの河川環境に関する取り組みや経験は、アジア諸国などにとっても有用な情報や技術を提供することができ、国際貢献についても積極的に取り組んでいくことが期待される。

なお、前節で抽出されたポイント及び本節のまとめに基づいて、今後取り組むべき施策のイメージを整理し章末に参考として示した。

参考 今後の方向性にむけた施策イメージ

	『つなぐ』	『広げる』	『学ぶ』
生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備	多自然川づくりの戦略的推進 自然再生の重点的な実施 生態系のネットワークづくりを関係機関と連携して推進 「(仮)多自然河川戦略(生物多様性河川戦略)」の策定 市民参加等、様々な関係者との連携の推進	河川環境管理基本計画の見直しと積極的な河川環境管理 ・河川環境の保全に向け積極的な河川環境管理へ転換 ・河川環境管理基本計画の全国的な見直し ・河川法に基づく積極的な環境管理の導入 状況改善への積極的な取り組み 外来種対策等による良好な河川生態系の維持 樹木管理の計画的な実施 順応的管理の手法・プロセスの検討・導入 国レベルの水辺のデータベースの整備	河川環境の目標像の明確化 ・流域の特性に応じた河川環境目標の設定手法の確立 ・科学的評価による実用的指標の開発 ・川の将来の姿(予測)の提供 河川生態学研究会、水源生態研究会などの調査研究の推進 多自然川づくり、水質改善、環境保全措置等の既往知見の蓄積と技術開発 国レベルの水辺のデータベースの整備
	かわまちづくりの推進 河川周辺を含めた景観形成の推進 舟運の推進 川の駅の整備、魅力ある水辺活用(観光)の支援・推進 「(仮)水辺の地域活性化戦略」の策定 市民参加等、様々な関係者との連携の推進 水循環の再編及び抜本的な水質改善の推進	河川環境管理基本計画の見直しと積極的な河川環境管理 適正な利用を促す河川管理、川の安全利用の推進	河川環境の目標像の明確化 河川管理者及び民間技術者における河川環境に係る人材育成
	魅力ある水辺空間の整備と保全	流域改善への積極的な取り組み 地域における水環境の目標像及び環境水配分の考え方の検討 水循環の再編及び抜本的な水質改善の推進	河川環境の目標像の明確化 流域における環境水配分の考え方の検討 多自然川づくり、水質改善、環境保全措置等の既往知見の蓄積と技術開発 水量・水質及び水循環系に関する調査研究の推進 市民協働による水辺・水環境のモニタリングの推進
	河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善	水循環の再編及び抜本的な水質改善の推進 ・取排水経路等新たな水循環システムのあり方の検討・実施 ・身近な湖沼の抜本的な水質改善	河川環境の目標像の明確化 流域における環境水配分の考え方の検討 多自然川づくり、水質改善、環境保全措置等の既往知見の蓄積と技術開発 水量・水質及び水循環系に関する調査研究の推進 市民協働による水辺・水環境のモニタリングの推進
地域・市民との連携・協働	市民・企業参加等、様々な関係者との連携の推進 環境教育の取り組みの拡大	管理への市民・企業との参画の推進 適正な利用を促す河川管理、川の安全利用の推進 市民協働による水辺・水環境のモニタリングの推進	河川環境の目標像の明確化 河川管理者及び民間技術者における河川環境に係る人材育成

太字は新たな取り組み及び強化する取り組み



河川環境行政の施策の全体イメージ



河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会 委員名簿

(敬称略：五十音順)

	岸 由二	慶應義塾大学経済学部教授	利用部会
	北川 健司	NPO法人広域防災水難救助捜索支援機構副理事長	利用部会
	谷田 一三	大阪府立大学大学院理学系研究科教授	自然部会
	辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学系研究科教授	自然部会
	中村 太士	北海道大学大学院農学研究科教授	自然部会
	藤吉洋一郎	大妻女子大学文学部教授	利用部会
	松田 芳夫	中部電力顧問	利用部会
	山岸 哲	財団法人山階鳥類研究所所長	自然部会
	山田 正	中央大学理工学部土木工学科教授	利用部会
	鷺谷いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	自然部会

注) : 委員長

: 部会長

河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会・部会の開催経緯

委員会	第1回	平成19年4月13日	各施策の取組みの現状、レビュー実施方法
利用部会	第1回	平成19年6月18日	施策群4, 5, 6の個別施策の評価
自然部会	第1回	平成19年6月22日	施策群1の個別施策の評価
自然部会	第2回	平成19年7月11日	施策群2の個別施策の評価
利用部会	第2回	平成19年8月3日	施策群3の個別施策の評価
委員会	第2回	平成19年10月18日	施策群の評価、改善方策の検討
委員会	第3回	平成19年11月15日	評価書原案のとりまとめ
委員会	第4回	平成20年2月頃予定	全体とりまとめ

